

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 4月 8日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者 〒112-0002

住所 東京都文京区小石川一丁目28番1号

氏名 ジオスター株式会社

代表取締役社長 端山 真吾

電話番号 03(5844)1200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジオスター株式会社 金谷工場
事業場の所在地	静岡県島田市金谷東二丁目44番地の9
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業 窯業・土石製品製造業 コード：E21 コンクリート製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 42.23億円
③従業員数	175名（ジオスター職員21名、場内従業員154名）：2022年3月末
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添資料-Iを参照願います。

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添資料-Ⅱを参照願います。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ	コンクリートくず がれき類	金属くず・廃油・廃 液・木くず・汚泥	PCB汚染物 アスベスト
	排出量	91.38 t	2,293.00 t	53.58 t	0.00 t
	<p>(これまでに実施した取組) 生産活動に伴い発生する残コンや、洗浄水等により発生するスラッジ(堆積物)は、生産量及び生産の品種に依存する。特に品種が多いとコンクリートの種類も増加し、それに伴い残コンや各種機材の洗浄回数も増加する。令和元年度と比べると、全体の生産数量および使用するコンクリートの種類も増えたためコンクリートくずの排出量も増加した。 廃プラについては前年度に引き続き長期保管している製品に対し、ビニール袋をかぶせている物件があり、その製品の出荷が始まったことではがしたビニール袋が多く排出された。 木くずについては、出荷に伴い製品ストックに使用していた台木で、再利用できないものが多く発生したため排出量が増加した。 PCBIについては令和2年度にて処分完了。</p>				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ	コンクリートくず がれき類	木くず	PCB汚染物 アスベスト
	排出量	150 t	2500 t	60 t	0.00 t
	<p>(今後実施する予定の取組) 前年度同様の生産量が見込まれるため、コンクリートくず等の排出量も前年度と同程度の数量が見込まれる。 廃プラ類についても、前年度に引き続き製品の出荷に伴い長期保管用にかぶせているビニール袋を多く廃棄することが見込まれる。 木くずについても、長期ストックに使用していたものの多くが再利用できない可能性があるため、増加が見込まれる。</p>				

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクル可能な一般残コン、リサイクル不可の繊維入り残コンの分別に留意している。 廃プラに関しては、廃棄物内にリサイクル可能なものや事業系一般廃棄物が混在していないかを確認し、分別および分別の周知をしている。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度に引き続き分別の細分化を行い、環境面への配慮、処分費の削減を実施する。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（                      年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（ 令和3年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ	コンクリートくず がれき類	金属くず・廃油・ 廃液・木くず・汚 泥	PCB汚染物 アスベスト
	全処理委託量	91.38 t	2,293.00 t	53.58 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	11.85 t	t	34.11 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	79.53 t	2,293.00 t	19.47 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃プラのなかで分別できるものを業者と一緒に確認し、職員に周知徹底することで排出量の削減を実施した。 ・PCB含有機器について、令和元年度に処分完了。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ	コンクリートくず がれき類	木くず	金属くず・廃油・廃 液・汚泥
	全処理委託量	180 t	3000 t	70 t	1 t
	優良認定処理業者への処 理委託量	90 t	t	t	1 t
	再生利用業者への処理委 託量	180 t	2400 t	70 t	t
	認定熱回収業者への処理 委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産廃や有価物の分別についての啓蒙活動を実施し、職員の意識の向上およびコスト削減を図る。</li> </ul>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[別添資料-I] 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の一連の処理の工程

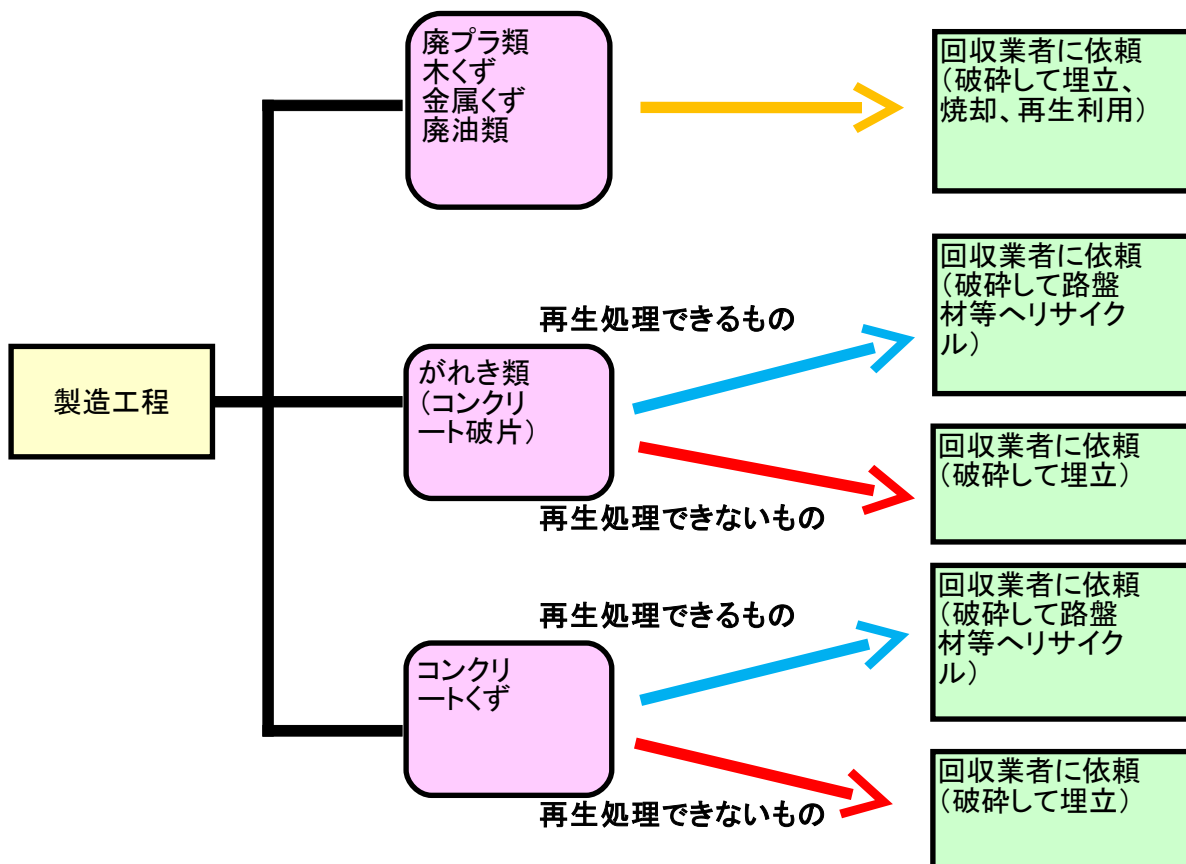


図-1 廃棄物フロー図

[別添資料-Ⅱ] 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

責任者及び管理体制図

統括責任者		金谷工場 工場長 横田 正和
廃棄物管理担当		責任者：製造課 課長 歌丸 直之 組織人数：計4名
役	工場環境 保全委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理 運営を行う上で必要な事項を検討する ・委員長：工場長 ・委員：課長、係長、関連会社部課長及び各職場担当者 ・事務局：製造課 環境担当
	統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
割	廃棄物管理 担当	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員及び関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項
<p>廃棄物管理体制</p> <pre> graph TD     A[代表取締役社長] --&gt; B[技術本部長]     B --&gt; C[全社環境保全委員会]     C --&gt; D[各本部長]     D --&gt; E[金谷工場]     D --&gt; F[東松山工場]     D --&gt; G[茨城工場]     D --&gt; H[橋本工場]     D --&gt; I[福岡工場]     E --&gt; J[工場長]     J --&gt; K[工場環境保全委員会]     K --&gt; L[製造課 課長 (環境担当) 係長]     K --&gt; M[各課 課長 係長]     K --&gt; N[関連会社 部課長 職場担当]     </pre>		

表-1 責任者及び管理体制